福島県沿岸海岸保全基本計画の変更に向けた検討会設置要綱

(名称)

第1条 本検討会は、「福島県沿岸海岸保全基本計画の変更に向けた検討会(以下「検討会」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討会は、福島県が海岸法に基づく海岸保全基本計画を変更するにあたり、 福島県に技術的助言を行うことを目的とする。

(検討事項)

- 第3条 検討会は、その目的を達成するため、次の事項について検討する。
 - (1)計画外力の設定に関すること
 - (2)海岸保全施設に係る防護水準の設定に関すること
 - (3)海岸保全基本計画の策定に関すること
 - (4) その他、検討会の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第4条 検討会は、会長1名及び委員8名で別表1に定める者をもって構成する。 また、会長は必要に応じて関係する者を検討会に招集することが出来る。

(会長)

- 第5条 検討会は、委員の互選により会長を置く。
 - 2 会長は、検討会を代表し議長となる。なお、会長が職務を遂行出来ない場合は、予め会長が指名する委員がその職務を代行する。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、福島県土木部河川計画課に置き、別表2に示す各課の担当者により構成する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月29日から施行する。

(別表1)

うどう けいこ 有働 恵子 東北大学大学院工学研究科土木工学専攻水環境学講座 教授

柴田 亮 国土技術政策総合研究所 河川研究部海岸研究室長

○養林 久美 日本大学工学部名誉教授

サザき しゅういちろう 鈴木 秀一郎 福島県農林水産部農村基盤整備課長

馬場 岳志 福島県農林水産部農地管理課長

石井 清隆 福島県農林水産部森林保全課長

近内 剛 福島県土木部河川計画課長

遠藤 恒司 福島県土木部河川整備課長

*のした ひでゆき 木下 秀幸 福島県土木部港湾課長

○:会長

(別表2)

福島県農林水産部農村基盤整備課

福島県農林水産部農地管理課

福島県農林水産部森林保全課

○福島県土木部河川計画課

福島県土木部河川整備課

福島県土木部港湾課

〇:事務局